

令和8年度青森県埋蔵文化財専門職員採用候補者選考試験実施要項

1 職務の内容

埋蔵文化財包蔵地の発掘調査や記録保存、その他埋蔵文化財の保存、活用業務を含む埋蔵文化財保護行政全般に係る業務に従事します。

2 採用年月日

令和8年4月1日

3 受験資格

- (1) 昭和56年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者
- ① 学校教育法に定める大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は大学院で考古学の専門教育を受け卒業（修了）した者（令和8年3月31日までに卒業（修了）見込みの者を含む。以下同じ。）
 - ② 学校教育法に定める大学又は大学院で歴史学の専門教育を受け卒業（修了）し、かつ、発掘調査の経験がある者
 - ③ 上記以外の者で、これと同等の専門知識を有し、発掘調査の経験があり、かつ、発掘調査報告書等の執筆実績がある者
- (2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。
- ① 日本国籍を有しない者
 - ② 地方公務員法第16条に規定する以下の欠格条項に該当する者
 - ア 禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 採用予定人数

若干名

5 選考試験実施内容等

- (1) 第1次試験
- ① 試験期日 令和7年5月3日（土）
 - ② 試験会場 青森県庁舎（青森市長島一丁目1番1号）
 - ③ 試験の内容
考古学、歴史学、保存科学、博物館学等、文化財保護全般に関する筆記試験及び実技（遺物実測図作成）試験
 - ④ 留意事項
試験時間、実技のため持参すべき器具等については、受験者宛て別途通知します。

⑤ 結果の通知
第1次試験の結果については、令和7年5月下旬までに本人に通知します。

⑥ 試験成績のお知らせ
第1次試験の成績については、筆記試験の得点、筆記試験及び実技試験のそれぞれのランク並びに総合ランクを試験結果通知に記載してお知らせします。

(2) 第2次試験

① 試験期日 令和7年6月15日(日)

② 試験会場 青森県庁舎(青森市長島一丁目1番1号)

③ 試験の内容 論文、面接試験(専門知識に関する口頭論述を含む。)

④ 結果の通知

第2次試験の結果については、令和7年7月中旬までに本人に通知します。

⑤ 試験成績のお知らせ

第2次試験の成績については、論文及び面接試験のそれぞれのランク並びに総合ランクを試験結果通知に記載してお知らせします。

6 出願に必要な書類

(1) 願書(別紙様式による。)

(2) 履歴書(別紙様式による。)

(3) 発掘調査・報告書執筆等経歴書(別紙様式による。)

(4) 第1次試験案内及び試験結果通知用として、封筒2部(長形3号・定型郵便用)にそれぞれ110円分の切手を貼り、郵便番号・住所、氏名を記載すること。

※ 出願に必要な書類は、青森県教育委員会のホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/R8maizou_boshu.html



7 受付期間及び出願先等

(1) 受付期間

令和7年3月31日(月)まで(郵送の場合は、3月31日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。封筒の表に「埋文応募」と朱書し、簡易書留で郵送してください。)

(2) 出願先・問合せ先

〒030-8540 青森市長島一丁目1番1号

青森県教育庁職員福利課 人事法規グループ

電話 017-734-9915(直通)

8 給与等

初任給は、225,600円程度(令和6年4月採用の大学新卒者の場合)であり、6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。